

駐車場防犯カメラ設置及び運用要領

1 防犯カメラの設置目的

設置者（補助対象者）は、駐車場における犯罪の防止と、地域の防犯力を高めるために防犯カメラを設置する。

2 防犯カメラ設置の同意

撮影範囲に住居の全部又は一部が入る場合は、住民等の同意を得る。

3 防犯カメラの設置場所及び設置台数

別紙見取図のとおり駐車場に○台の防犯カメラを設置する。

4 防犯カメラの設置の表示

別紙見取図のとおり防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、「管理責任者○○○○連絡先○○」と記載する。

5 防犯カメラ管理責任者等の指定

（１）設置者は、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため管理責任者を置く。

（２）管理責任者は、○○○○とする。

（３）管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

（４）操作取扱者は、○○○○とする。（「管理責任者が兼ねる」でもよい。）

6 画像データの取扱い

（１）防犯カメラ本体及び記録媒体は、盗難等に遭わないよう施錠等の措置を講ずる。

（２）記録媒体を取り出した場合の保管場所

画像データを記録した媒体を保管する場合は、施錠可能な場所に厳重に管理する。

（３）画像データを取り扱う者の範囲

画像データを取り扱う者は、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者の委任を受けた者に限る。なお、画像データを取り扱う者は、画像データから知りえた住民等の情報を他に漏らし、１の設置目的以外に使用しない。その職を退いた後においても同様とする。

（４）保存期間

画像データの保存期間は、**７日間**とする。

（５）画像データの不必要な複製等の禁止

記録された画像データは、不必要な複製、加工等を行わない。

（６）画像の消去

保存期間を経過した画像データは、速やかに、かつ確実に上書き又は消去を行い、記録媒体を廃棄するときは、破砕その他の適切な方法により復元できないように処理する。

7 画像の利用及び提供の制限

（１）次の場合を除き、画像データを防犯カメラの設置目的以外に利用又は第三者に提供してはならない。

ア 法令に基づく場合及び捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して協力する必要がある場合

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、提供する必要がある場合

ウ 画像データ閲覧、提供の要請について、被写体本人の同意がある場合

（２）閲覧、提供に当たっては、相手先の身元を身分証明書等により必ず確認する。

8 苦情対応

防犯カメラの設置及び管理に関して苦情や問い合わせを受けたときは、管理責任者が、迅速かつ適切に対応する。

9 記録

閲覧、提供、消去等及び苦情の対応について記録し、**１年間**これを保存する。

○○年○○月○○日 ○○○○（設置者）